

会員処分の公表

氏名 吉田 廣右 (よしだ ひろむ)
登録番号 78270348
会員番号 839
所属支部 第6支部
事務所所在地 京都市山科区四ノ宮岩久保町33番地の22

処分の内容 平成30年3月5日、重大な非行による9月間の業務の停止
(業務停止の期間：平成30年3月12日から同年12月11日)
(知事による行政書士法第14条第2号による懲戒処分)

処分の理由 当該会員が、京都府行政書士会第6支部の会計及び支部長の地位にあつたことを利用し、同支部の資金を流用し着服したことは、行政書士法第14条に規定する「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当し、違反の態様を総合的に勘案して上記処分が相当と判断したため

公表の根拠等 本会は、本会の会員の処分に関する規則第14条第1項第1号で知事による会員の懲戒処分があれば公表すること、さらに同規則第14条の2第1項で公表の内容、同第2項で公表の期間を定めている。
(公表期間：平成32年12月11日まで)